

○千葉ポートタワー設置管理条例

昭和 61 年 3 月 26 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 本市は、国際港千葉港のシンボル及び港と海に親しめる観光施設として、次のとおり千葉ポートタワー(以下「ポートタワー」という。)を設置する。

名称	位置
千葉ポートタワー	千葉市中央区中央港 1 丁目地内

(平成 3 条例 49・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 2 条 ポートタワーの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(平成 17 条例 62・追加)

(業務の範囲)

第 3 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) [第 6 条](#)の規定による入館の制限等に関する業務
- (2) ポートタワーの維持管理に関する業務
- (3) [前 2 号](#)に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平成 17 条例 62・追加)

(休館日)

第 4 条 ポートタワーの休館日は、年末年始(12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日をいう。)とする。ただし、市長がポートタワーの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、[前項](#)に規定する休館日に開館することができる。

(平成 17 条例 62・旧第 2 条繰下・一部改正)

(開館時間)

第 5 条 ポートタワーの開館時間(以下この条において「開館時間」という。)は、午前 9 時から午後 7 時(6 月から 9 月までにあつては、午後 9 時)までとする。ただし、午後 6 時 30 分(6 月から 9 月までにあつては、午後 8 時 30 分)以後は、入館することができない。

2 [前条第 1 項ただし書](#)の規定は、開館時間([前項ただし書](#)に規定する時間を含む。)の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間以外の時間に開館することができる。

(平成 17 条例 62・追加)

(入館の制限等)

第 6 条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、ポートタワーの入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。

- (3) ポートタワーの施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) ポートタワーの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) [前各号](#)に掲げる場合のほか、ポートタワーの管理上支障があると認めるとき。

(平成17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平成20条例35・一部改正)

(意見の聴取)

第6条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、[前条第4号](#)に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定による求めがあったときは、[前条第4号](#)に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(平成20条例35・追加)

(利用料金)

第7条 ポートタワーに入館しようとする者及び望遠鏡を使用しようとする者は、指定管理者に対し、その入館及び使用に係る利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、[別表](#)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(平成17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成17条例62・旧第5条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の手続等)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 [前項](#)の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、[前項](#)の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、ポートタワーを最も適切に管理することができることを認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) ポートタワーの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

(3) ポートタワーの管理を安定して行う能力を有すること。

(4) ポートタワーの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、[前項](#)の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務

の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 [前各項](#)に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 17 条例 62・追加、平成 22 条例 7・一部改正)

(管理の基準)

第 10 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、ポートタワーの管理を行わなければならない。

(平成 17 条例 62・追加)

(委任)

第 11 条 [この条例](#)に定めるもののほか、ポートタワーの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 17 条例 62・旧第 7 条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 61 年規則第 32 号で昭和 61 年 6 月 16 日から施行)

附 則(昭和 62 年 3 月 19 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 9 月 27 日条例第 34 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 13 日条例第 49 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 23 日条例第 3 号)抄

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 26 日条例第 62 号)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条を第 11 条とし、第 5 条の次に 2 条を加える改正規定(第 9 条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉ポートタワー設置管理条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後の入館及び使用に係る利用料金について適用し、同日前に入館及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 12 月 16 日条例第 35 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 19 日条例第 41 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条中千葉市都市公園

条例別表第 9 の改正規定、第 37 条及び附則第 4 項から第 12 項までの規定は、公布の日から施行する。

(千葉ポートタワーの利用料金の経過措置)

11 第 26 条の規定による改正後の千葉ポートタワー設置管理条例別表の規定は、適用日以後の入館に係る利用料金について適用し、適用日前の入館に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日条例第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千葉ポートタワーの利用料金の経過措置)

9 第 18 条の規定による改正後の千葉ポートタワー設置管理条例別表の規定は、適用日以後の入館に係る利用料金について適用し、適用日前の入館に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表

(平成 17 条例 62・全改、平成 25 条例 41・平成 31 条例 4・一部改正)

1 入館利用料金

区分	単位	金額
大人(15 歳以上の者。ただし、中学生を除く。)	1 人につき	640 円
小学生及び中学生	1 人につき	300 円

備考

1 就学前児童は、無料とする。

2 30 人以上の団体で入館する場合は、この表に掲げる額に 10 分の 9 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

2 望遠鏡利用料金

単位	金額
1 回につき	100 円